## 徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の変更(徳島市決定)

### 都市計画新町西地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

	名 称 新町西地区第一種市街地再開発事業									
				場町1丁目、新町橋1丁目	並びに西新町1丁目	の各一部				
	施行区域面	面積	約1.3ha							
公共施設の配置を			種別	名 称	幅員	延長	備	考		
		路	幹線街路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約130m	( ) 内は区域内の幅員 都市計画道路 (整備済)			
	道		区画道路	市道00245号線	8m (4m)	約120m	整備済			
				市道00248号線	8m (8m)	約70m	整備済			
				市道00249号線	8m (8m)	約80m	整備済			
及   び   規				市道00251号線	6m (6m)	約80m	整備済			
模	下水道		公共下水道							
'^	公	圕	都市公園	名称	面積		備考			
	Δ	Tag.	四日日日	新町川公園	約240㎡	整備済 整備後 <i>0</i>	)区域内の面積			
	その他の	八十佐訳	河川 整備法							
	その他の	公共他設	広場 約600	)m²						
	44.107		建	築物	敷地面積	<b>[に対する</b>				
	街区 番号	建第	築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合	主要用途	備考		
7-1	1-1	約700㎡		約5, 300㎡ (約5, 100㎡)	約6/10	約43/10	宿泊施設 商業施設			
建築物	1-2	約	200 m²	約900㎡ (約700㎡)	約5/10	約18/10	駐車場			
の整	2-1	約	400 m²	約3, 700㎡ (約3, 400㎡)	約7/10	約57/10	共同住宅 商業施設			
備	2-2	約200㎡		約1, 400㎡ (約1, 100㎡)	約7/10	約37/10	駐車場			
	3	約1, 100㎡		約9, 400㎡ (約8, 300㎡)	約6/10	約42/10	共同住宅 商業施設			
	4	約400㎡		約1,000㎡ (約800㎡)	約8/10	約16/10	駐車場			
	街区番号	建築敷地面積		整備計画						
建	1-1	約1, 200㎡								
築 敷	1-2	約400㎡								
が地の整備	2-1	約	600 m <sup>2</sup>	新規住宅供給を主体として、まちなか居住の促進を図る。 また幹線道路沿いに広場を配置し、商業施設との相乗効果による、にぎわい創出を図るとともに、中 心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。						
	2-2	約	300 m²							
	3	約2	, 000m²							
	4	約	500 m²							
	参 考			高度利用地区内にあり(高度利用地区の制限内容) ・容積率の最高限度(注1) 60/10 (約0.8ha)、40/10(約0.5ha) ・容積率の最低限度 16/10 ・建ペい率の最高限度(注2) 8/10 ・建築面積の最低限度 200㎡ (注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加え						
	FIL :			た数値とする。						
	施行区	怙 小出	上施設の配	置及び街区の配置に	+計画図表示の。	レおり」				

「施行区域、公共施設の配直及ひ街区の配直は計画図表示のとおり」

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、平成24年11月、公共公益施設を核とし、

五地の古墳的がり健主な高度利用と都市機能の更新を図るため、十成24年11月、公共公益施設を核とし、 商業施設・住宅を配置する第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行った。 その後、「中心市街地の活性化」、「まちなか居住の促進」や「人の交流・にぎわいの創出」を実現する 方針のもと、事業効果の早期発現が図られるよう、現況街区を基本とし、宿泊施設や共同住宅を主体とする 市街地再開発事業へ見直すこととし、施行区域や施設の配置等を変更する都市計画決定を行うもの。

# 徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の変更(徳島市決定) 新旧対照表

#### 【新】

名 称		新町西地区第一種市街地再開発事業						
-		徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目並びに西新町1丁目の各一部 約1.3ha						
施行区域面	面積				T		de.	
		<u>種別</u>	名 称	幅員	延長	備	考 ————————————————————————————————————	
	路	幹線街路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約130m			
道		区画道路	市道00245号線	8m (4m)	約120m	整備済		
			市道00248号線	(8m)	約70m	整備済		
			市道00249号線	(8m)	約80m	整備済		
			市道00251号線	6m (6m)	約80m	整備済		
下水道		公共下水道						
公園		都市公園	名 <u>朴</u> 新町川公園	<u>鱼槓</u> 約240㎡	整備済 整備後の			
		河川 整備	L 斉	!				
その他の公共施設								
				敷地面積	に対する			
街区 番号	建多	築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合	主要用途	備 考	
1-1	約700㎡		約5, 300㎡ (約5, 100㎡)	約6/10	約43/10	宿泊施設 商業施設		
1-2	約	200㎡	約900㎡ (約700㎡)	約5/10	約18/10	駐車場		
2-1	約400㎡		約3, 700㎡ (約3, 400㎡)	約7/10	約57/10	共同住宅 商業施設		
2–2	約200㎡		(約1,100㎡)	約7/10	約37/10	駐車場		
3	約1, 100㎡		(約8,300㎡)	約6/10	約42/10	共同住宅 商業施設		
4	約400㎡		約1,000㎡ (約800㎡)	約8/10	約16/10	駐車場		
街区番号	建築敷地面積		整備計画					
1–1	約1, 200㎡							
1-2	約400㎡							
2-1			新規住宅供給を主体として、まちなか居住の促進を図る。 - また幹線道路沿いに広場を配置し、商業施設との相乗効果による、にぎわい創出を図るとともに、中心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。					
4	約500㎡							
参考			高度利用地区内にあり(高度利用地区の制限内容) ・容積率の最高限度(注1) 60/10 (約0.8ha)、40/10(約0.5ha) ・容積率の最低限度 16/10 ・建ペい率の最高限度(注2) 8/10 ・建築面積の最低限度 200㎡ (注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。					
	位 施行区域 道 でかんの その他の 番号 1-1 1-2 2-1 2-2 3 4	世 語	位 置 徳島市西船	位 置         徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目 統行区域面積         約1.3ha           施行区域面積         解析 (公園         幹線街路         3・1・1 新町橋通線           下水道 路         上下水道 公共下水道 整備済 名 称 新町川公園           その他の公共施設 番号         運業物           街区 養	位   世	極高市西船場町1丁目、新町橋1丁目並びに西新町1丁目の各一部   おり、3ha   種 別 名 称 幅 員 延 長   を終析指路	使 世	

# 徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の決定(徳島市決定) 新旧対照表

[旧]

	名称		新町西地区第一種市街地再開発事業						
	位置		徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目及び2丁目、西新町1丁目並びに西大工町1丁目の各一部						
	施行区域。	面積	約 1.8ha						
公共施設の配置及び規模			種別	名 称	幅員	延長	備考		
			幹線道路	3·1·1 新町橋通線	50m (25m)	約 165m	( )は区域内の幅員 都市計画道路(整備済)		
	道	路	区画道路	市道00248号線	8m (8m)	約 70m	整備済		
				市道00245号線	8m (4m)	約 140m	整備済		
				市道00253号線	8m (5m)	約 55m	拡幅整備予定		
	下力	k 道	公共下水道	直整備済					
1天	その他の公共施設 ————								
7=	街区番号	建	建築物		敷地面積に対する				
建築物			<b></b>	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合	主要用途	備考	
の整	1	約 1,300㎡		約 4,300㎡ (約 4,300㎡)	約 9/10	約 29/10	商業施設 住宅		
備	2	約 6,400㎡		約 16,200㎡ (約 16,200㎡)	約 8/10	約 19/10	公共公益施設 商業施設		
の 整 備 地	街区番号		數地面積          整  備  計  画 —————————————————————————————————						
<sup>整</sup> 敷	1		1,500md 敷地内に自由通路を配置し、良好な歩行者空間を確保するとともに、中心市街				中心市街地に		
""地	2	約 8	8, 500㎡ 相応しい魅力ある都市空間を形成する。						
	参考			高度利用地区内にあり(高度利用地区の制限内容) ・容積率の最高限度(注1)60/10(約0.9ha)、40/10(約0.9ha) ・容積率の最低限度 16/10 ・建ペい率の最高限度(注2)8/10 ・建築面積の最低限度 200㎡ (注1)建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2)建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。					







